

議案第 101 号

石岡市プロポーザル選定委員会条例を制定することについて

石岡市プロポーザル選定委員会条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 戸井田 和 之

提 案 理 由

技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務において，事業者から提案を求め，実績，専門性，技術力，企画力，創造性等を総合的に判断し，最も優れた提案を行った事業者を選定する方式における審査等の透明性かつ公平性を確保するため。

石岡市プロポーザル選定委員会条例

(設置)

第1条 技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務において、事業者から提案を求め、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に判断し、最も優れた提案の事業者（以下「優先交渉権者」という。）を選定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）における審査等を公平かつ公正に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、石岡市プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 優先交渉権者及び次順位者（以下「優先交渉権者等」という。）の選定に係る評価基準等に関すること。
- (2) 優先交渉権者等の選定に係る審査及び評価に関すること。
- (3) 優先交渉権者等の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、5人の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。ただし、委員の過半数は学識経験を有する者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の職員。ただし、石岡市建設工事等請負業者選考委員会規程（平成17年石岡市訓令第82号）に規定する委員を除く。
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から優先交渉権者等が選定される日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 会議は審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。

5 会議は非公開とする。

(持ち回り審議)

第6条 委員長が急を要すると認めたときは、持ち回り審議により委員の過半数の同意をもって、会議の審議に代えることができる。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザル方式に参加する特定の事業者の利益又は不利益となる行為をしてはならない。

(委員の失職)

第8条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係が生じたときは、その職を失う。

2 委員が失職となったときは、市長は委員を新たに委嘱し、又は任命する。

(守秘義務)

第9条 委員はその職務に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、プロポーザル方式を実施する業務を所管する課等において行う。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は別

に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
(石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。
別表入札監視委員会委員の項の次に次のように加える。

プロポーザル選定委員会委員	日額	15,000	市長
---------------	----	--------	----